

- 1 議案名 徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 徳島県立池田高等学校，徳島県立辻高等学校及び徳島県立三好高等学校の再編に伴い，高等学校の全日制課程における普通科の通学区域について所要の整備を行う必要がある。
- 3 関係法令 徳島県立学校設置条例
(昭和三十九年三月二十一日条例第五十五号)

条例等立案表

<p>題名 徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を 改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育創生課</p>
	<p>担当者名 多田 巧</p>
	<p>電話番号 三 一 二 〇</p>
<p>提案理由 徳島県立池田高等学校、徳島県立辻高等学校及び徳島県立三好高等学校の再編に伴い、高等学校の全日制課程における普通科の通学区域について所要の整備を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立辻高等学校を、別表第一から除くこととした。 二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 徳島県立学校設置条例(昭和三十三年条例第五十五号)</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第二の項高等学校の欄中

徳島県立脇町高等学校

を

徳島県立脇町

徳島県立辻高等学校

高等学校

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(改正案)			(現行)		
別表第一 (第二条関係)			別表第一 (第二条関係)		
学区	高等学校	区 域	学区	高等学校	区 域
第一	(略)	(略)	第一	(略)	(略)
第二	徳島県立鳴門高等学校 徳島県立板野高等学校 徳島県立阿波高等学校 徳島県立名西高等学校 徳島県立阿波西高等学校 徳島県立六吹高等学校 徳島県立勝町高等学校 徳島県立池田高等学校	鳴門市吉野川市 阿波市美馬市三好市 石井町神山町松茂町 北島町藍住町板野町 上板町つるぎ町 東みよし町	第二	徳島県立鳴門高等学校 徳島県立板野高等学校 徳島県立阿波高等学校 徳島県立名西高等学校 徳島県立阿波西高等学校 徳島県立六吹高等学校 徳島県立勝町高等学校 徳島県立江刺高等学校 徳島県立池田高等学校	鳴門市吉野川市 阿波市美馬市三好市 石井町神山町松茂町 北島町藍住町板野町 上板町つるぎ町 東みよし町
第三	(略)	(略)	第三	(略)	(略)

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部改正について

教育創生課

1 改正の概要

徳島県立池田高等学校、徳島県立辻高等学校及び徳島県立三好高等学校の再編に伴い、高等学校の全日制課程における普通科の通学区域について所要の整備を行う必要がある。

具体的には、徳島県立辻高等学校を、別表第一から除くこととする。

2 施行期日

平成29年4月1日